

とちぎ 米麦改良

令和2年1月
第119号

(公社) 栃木県米麦改良協会
宇都宮市平出工業団地9番地25
☎(028)616-8700



新年のごあいさつ

(公社) 栃木県米麦改良協会 代表理事会長 高橋 武

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には日頃より、当協会の事業推進に多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和の時代となり初の年頭に当たり、会員並びに関係者の皆様にごあいさつを申し上げます。

昨年5月より、令和の時代が始まり、天皇陛下の皇位継承に伴う様々な行事が行われておりますが、中でも、重要祭祀であります大嘗祭に、栃木県の「とちぎの星」が無事供納されましたことは、誠に喜ばしいことであります。大田主の大役を果たされた石塚毅男様はじめ関係者の皆様にお祝いを申し上げます。大嘗祭のお米となったことが契機となり、栃木県産米の評価が高まり、とりわけ「とちぎの星」が全国的なブランドとなることを期待しております。

さて、1年産の稲・麦・大豆の作柄についてですが、水稻は10月15日現在の作況指数が97の「やや不良」でした。7月の低温日照不足から8月には一転高温多照となり、10月には台風と気象変動が大きく、難しい年でした。令和2年の一般栽培用の水稻種子の需給では、大嘗祭の米となった「とちぎの星」の供給が間に合わず皆様にご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。なお、令和3年の一般栽培用種子(2年産種子)につきましては、「とちぎの星」を倍増することとしております。

麦類は、冬季の低温乾燥により穂数が不足し、収量は「並」から「やや不良」でありましたが、種子につきましては、作付が増加している品種の種子の安定供給を図るため契約数量の110%を確保しました。大豆の種子につきましては、ここ数年作柄が不安定で、今年は一部に冠水被害などがありかなり厳しい状況です。

さて、主要農作物種子法が廃止され、栃木県農協中央会及び全農栃木県本部とともに、栃木県に対しまして、種子生産供給体制の制度化を要請してまいりました。栃木県は、本県農産物の競争力に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図るため、「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を制定し、令和2年4月1日から施行することとなりました。これにより、種子生産供給体制が制度化されました。

この条例におきまして、当協会は、稲、大麦、小麦、大豆の奨励品種の種子の生産計画及び供給に関する計画を策定する者として栃木県知事から指定を受ける見込みです。

なお、当協会は、平成25年4月より「公益目的事業を行う法人の認定に関する法律」に基づき、国民生活に不可欠な物質、エネルギー源である米、麦、大豆の安定供給と品質向上を図るという公益目的を掲げた組織として、公益法人の認可を受けております。

当協会といたしましては、新たな、条例による県の指導の下、米、麦、大豆の種子確保対策を中心に、協会の原点である県産米麦の品質改善及び受検対策も継続して取り組み、公益社団法人として、国民生活に不可欠な米、麦、大豆の安定供給と品質向上に努めて参ります。

今後とも、皆様方のなお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますと共に、「とちぎの星」でスタートした令和という時代が皆様にとりまして、幸多い時代になることを心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。

令和2年産水稻の生産技術対策について

栃木県農政部経営技術課

1 令和元年稲作の概要

本県の令和元年産水稻の作況指数は97の「やや不良」となりました（全国99、関東97）。7月の日照不足と低温により稲体のデンプン蓄積量が少なく、また、8月後半の天候不順により千粒重が小さく収量は平年より減収しました。

品質は、出穂後の高温による白未熟粒（乳白米）や胴割粒の発生は少なく、おおむね良好でしたが、出穂の早い「なすひかり」についてはカメムシ類の被害が多く、1等米比率は89%でした（全国73%）。

2 令和2年産水稻の生産技術対策

1) 土づくりの徹底

気象変動の影響を最小限に抑え、収量・品質を安定させるためには、稲体を好適な栄養状態に保つとともに、根張りを良くして登熟後期まで根の活力を維持させ、登熟向上を図ることが重要です。そのため、2～3年おきの深耕、けいカル、ようりんや鉄分等を含む土づくり肥料、堆肥の施用など土づくりを徹底しましょう。

2) 作期分散の稲づくり

近年、夏季の不順な天候（異常高温や低温・日照不足等）により、白未熟粒（乳白米）や胴割粒等の登熟障害が発生し、品質低下や減収を招いています。これらは出穂期の早まりや作期集中等が助長要因となっています。特に作期集

中は、気象災害や病虫害の発生時に被害が大きくなり、減収の要因にもなります。①移植時期を5月1日～5月20日を目安に分散し作業の集中を避ける。②適切な水管理に努め、収量・品質の安定化を図る。

また、③登熟期の高温による品質低下を避けるため、高温登熟に優れる「とちぎの星」への品種転換も対策の一つとなります。

3) 病虫害の適期防除

安定生産のため、収量・品質に大きな影響を及ぼす病虫害の適期防除に努めましょう。

(1) イネ縞葉枯病

近年、イネ縞葉枯病の発生が県南部から県中北部へと拡大しており、令和元年産において県中北部でも穂の出すくみや白穂が散見されました。被害を減少させるには、①抵抗性品種「とちぎの星」などの作付拡大、②病気を媒介するヒメトビウンカに効果的な薬剤の使用等がポイントです。特に、発生の多い地域では、箱施用剤散布と本田防除を実施しましょう。また、抵抗性品種もウイルスの獲得源になることから、罹病性品種と同様に効果的な薬剤で防除することが重要です。新規需要米(WCS用稲を含む)や加工用米等についても、同様の取組をお願いします。

(2) イネ稲こうじ病

令和元年産は発生が少なかったものの、発生

が多い年には病粒が種子や玄米等を汚染し、等級の低下を招き、種子糶への病粒混入によるクレーム等が問題になります。

発生要因は、①土壤中の菌量が多い（前年の発生が多い）、②多雨、低温、寡照等の気象条件、③多肥条件等であり、防除のポイントは、出穂20～10日前に効果の高い薬剤（銅剤等）を散布することです。この時期以外の防除は効果が低下するので、幼穂長等を参考に適期防除に努めてください。

(3)斑点米カメムシ類

令和元年産米の品質はおおむね良好でしたが、出穂期が早い「なすひかり」の2等以下の格付要因を見ると、その36%が斑点米カメムシ類による着色粒でした。カメムシ類による被害は増えており、一斉防除ができるよう地域内の調整が必要になっています。また、被害軽減のためには、薬剤による防除も重要ですが、出穂前後に水田周辺のカメムシ類の密度を低くすることが基本であり、本田内の除草及び地域全体で休耕地や畦畔などの草刈りを適期に実施しましょう（図1）。

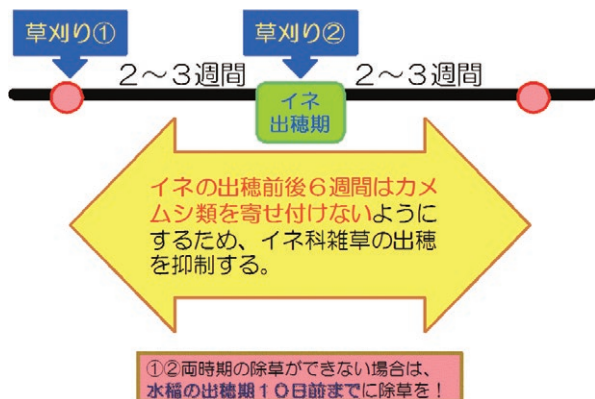


図1 畦畔2回刈のイメージ

4) 雑草イネの防除



写真1 雑草イネ（○の中）と玄米

雑草イネは、出穂してから約2週間後で脱粒し、成熟期頃には大半が脱粒します。玄米検査時に混入していると異品種混入として扱われます。発生は場拡大防止のため、①発見したら株ごと抜き、ほ場外に持ち出し処分する、②発生ほ場の機械作業は最後に行い、作業終了後はよく洗い機械による拡散を防ぐ、③秋耕せずに雑草イネの種子糶を鳥に食べさせ、さらに冬の寒さで死滅させる、④イネ科雑草に効果が高い成分（プレチラクロール等）を含む初期除草剤を使用時期（範囲）の最も早い時期に使い、中期剤及び後期剤による体系防除を行う。発生を確認したほ場では、上記を徹底しましょう。対策を怠ると地域全体に拡散する可能性があります。新たに発生を確認した場合は、農業振興事務所やJAに相談してください。

令和2年産米の生産・集荷・販売に向けて

J A全農とちぎ 米麦部

1. はじめに

本会米麦事業につきましては、日頃より多大なるご協力・ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年産主食用米は、平成30年産と同様に生産者や集荷業者・団体が自主的な判断により「需要に応じた生産」を行い収益性の向上がはかれるよう、県農業再生協議会は市町農業再生協議会へ「県・市町の主食用米の作付参考値（面積）」を提示しました。さらに、J Aグループは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に係る米穀事業改革の一環として、「実需者への直接販売」、「買取販売」の拡大等へ取組みを進めています。需給見通しについては、令和2年6月末の民間在庫は189万トン（前年同月比±0）を見込んでいます。

令和2年産においても、生産者自らの「需要に応じた生産」によってその取組みを行うこととなり、計画的生産の実効性確保が課題となります。

私ども全農では、行政や関係機関とともに需給の均衡と生産者手取りの確保という視点をもってとりすすめてまいります。

2. 令和元年産の作柄概況

全国における主食用米の作付面積は137万9千ha（前年比▲7千ha）となり需給緩和が心配されましたが、天候不順の影響により作況指数は「99」の「平年並み」、予想収穫量は727万トンと国が設定した全国の生産量を1～9万トン上回る見込みとなりました。

一方で、本県における主食用米の作付面積は54,900ha（前年比200ha増）となりましたが、天候不順による影響のため作況指数は「97」の「やや不良」、予想収穫量は28万9千トン（前

年比1万2千トン減）、1等比率は93.4%（令和元年12月17日時点）となっています。

3. 令和元年産米の集荷・販売状況

生産現場においては、兼業農家等小規模生産者から大規模生産者・法人への農地集積が進展し、法人等はJ Aを通さず消費者や業者等への直接販売が拡大しています。これまで、小規模生産者等からの出荷を中心としてきたJ Aにとっては、非常に厳しい集荷環境となり、今後もこの傾向は加速度的に進むものと想定しています。このような環境のなかで本県では、「平成31年産生産・集荷・販売方針」及びその具体策に沿って、「ほしじるし」の契約栽培や低利用未利用農家への集荷推進を実施してJ A・全農が一体となり、集荷結集に取り組みましたが、県本部への主食用米の販売委託数量は8万9千トンを見込んでいます。

販売面では、複数年契約を主とした事前契約取扱数量の上積み、実需者への直接推進により栃木米を安定的に使用する取引先への供給拡大と新規販売先の開拓に取組み、需給や作柄変動に左右されない固定実需のさらなる結び付けを図ります。また、販売努力による取引価格の向



7/5（金） @オリオンスクエア ささらガーデン
とちむすび販売

上、早期販売による流通経費削減に取り組み、生産者手取りの向上を目指します。

なお、消費宣伝・販売促進活動では、大嘗祭で栃木県産米が選ばれたことを契機に、web媒体を活用した広告宣伝・ネット販売、キャンペーン等によるブランドイメージ・認知度向上を図り、指名購買の拡大に取り組みます。

4. 令和2年産をめぐる情勢

令和2年産米の作付は、生産者や集荷業者・団体が中心となり、引き続き「需要に応じた生産」に取り組む必要があります。

国が設定した令和2/3年産の主食用米等需要量717万トンを踏まえ、県農業再生協議会与連携し県および市町別の作付参考値（面積）を設定・提示されます。

また、令和元年産米の価格が平成30年産と同水準であり、中食・外食等の実需者では引き続き価格転嫁が難航し、米使用量の調整や輸入米へのシフトで対応する動きもみられます。最近の需要量は人口減少を背景に年平均で▲10万トンとなり、令和2年6月末及び令和3年6月末民間在庫量は、安定供給を確保できる水準（180万トン）を大幅に上回ることも危惧されます。

本会では、令和元年11月に各JAと「令和2年産米生産にかかる基本方針について」を合

意形成し、生産者手取りの確保とリスク分散を視点に取り組むことを確認しました。

5. 令和2年産米生産・集荷・販売の取り組み

令和2年産米生産・集荷・販売については、水田農業政策の見直しや情勢変化を踏まえ、今後JA等との協議により「令和2年産生産・集荷・販売方針」に沿って取り組みます。

引き続き令和2年産において、「需要に応じた生産」、複数年契約など事前契約にもとづく「契約的生産・販売」への取り組みをいたします。また、これを支える広告宣伝・販売促進の取り組みにより、JAグループ栃木の栃木米の認知度向上、指名購買率の向上を目指します。

さらに、生産者手取りの最大化に向け、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に対し、「実需者への直接販売」や「買取販売」の更なる拡大等に取り組みます。また、主食用米以外について、引続き水田フル活用の視点による需要に応じた水田活用米穀の作付を推進し、主食用米の需給と価格の安定および水田営農の持続性を基本として取り組みます。現状と課題を踏まえ、生産者・JA及び実需者・消費者へ、しっかりと向き合い提案してまいります。引き続き、皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



11/19 (火) @品川プリンスホテル
大嘗祭開催記念
とちぎの美味しいお米お披露目イベント
とちぎのお米PR



12/15 (日) @パーティ宇都宮
キッズが喜ぶ☆とろーり
チキンンドリアでうちクリスマス料理講座
もぐもぐごはん部

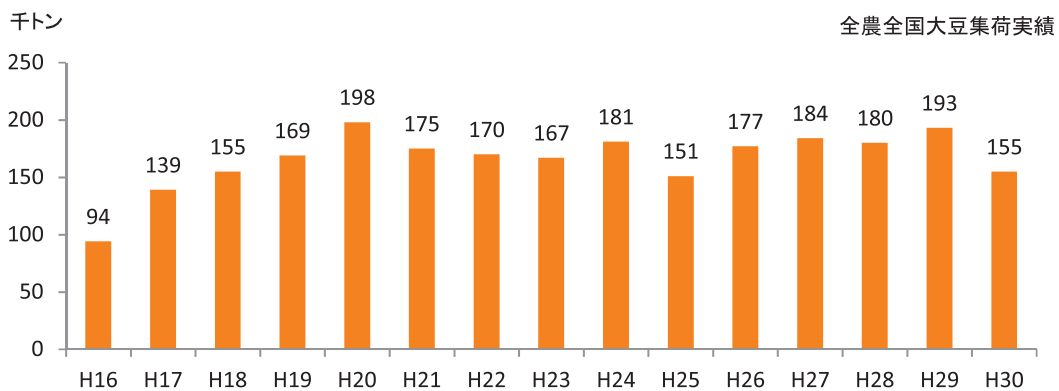
—国産大豆生産情勢—

J A 全農とちぎ 米麦部

1. 平成 30 年産大豆の集荷結果について

平成 30 年産の本会全国大豆集荷数量は約 155 千トン（前年比 81%）となった。北海道では6月中旬～7月上旬の低温・日照不足による生育遅れ、及びそれに伴う莢数の減少、小粒化傾向の影響で減収となった。西日本・九州地区でも、9・10月の台風被害、播種後の少雨、高温による生育不良の影響を受けてそれぞれ減収となった。

栃木県についても、作付面積が微減したことに加え、天候不順の影響により集荷数量は前年を下回る約 3.2 千トンとなった。



2. 令和元年産大豆の生産動向について

(1) 全国の生産計画について

令和元年産の全国生産計画面積は約 116 千 ha（前年比 97%）、計画数量は約 187 千トン（5 月末基準）となっている。多品目への切替の影響により、面積は減少見込みも、前年が不作であった東日本地区の単収回復予想等もあり、5 月末基準では前年をやや上回る数量見込みとなっていたが、播種遅れや台風 19 号の影響から、現在は下方修正が入っている。

(2) 栃木県産の生産動向について

栃木県の作付面積は約 1,952ha（前年比 94%）、生産者数は 568 名（前年 602 名）となり、ともに前年を下回った。

栃木県産「里のほほえみ」については、販売先からの評価が高く、契約栽培数量も増加傾向にあるが、作付面積の減少等の影響により、販売先の要望に全て応えられていない状況にある。栃木県産大豆の有利販売を進めていくためにも、生産振興対策の強化による作付維持・拡大を実現したい。

令和元年産大豆の生産計画(地区別 5月末時点、10トン単位でラウンド処理済)

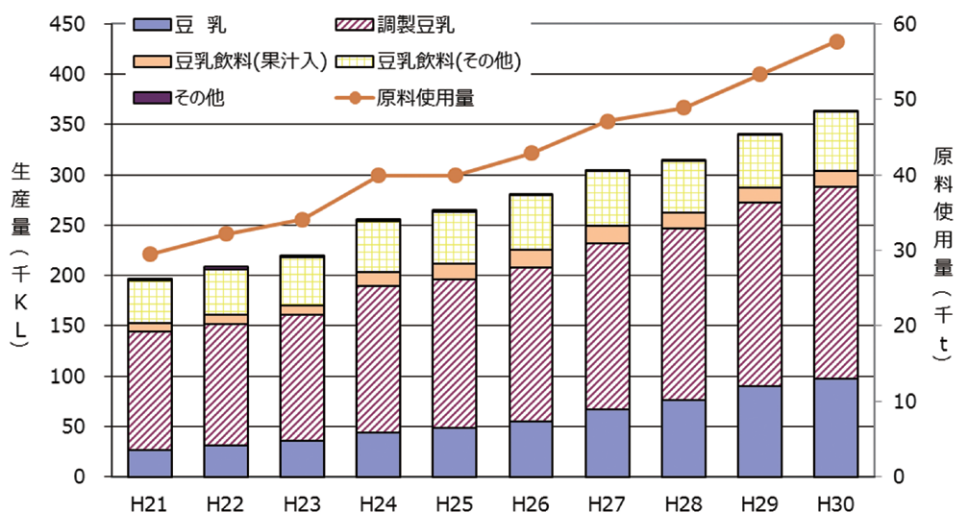
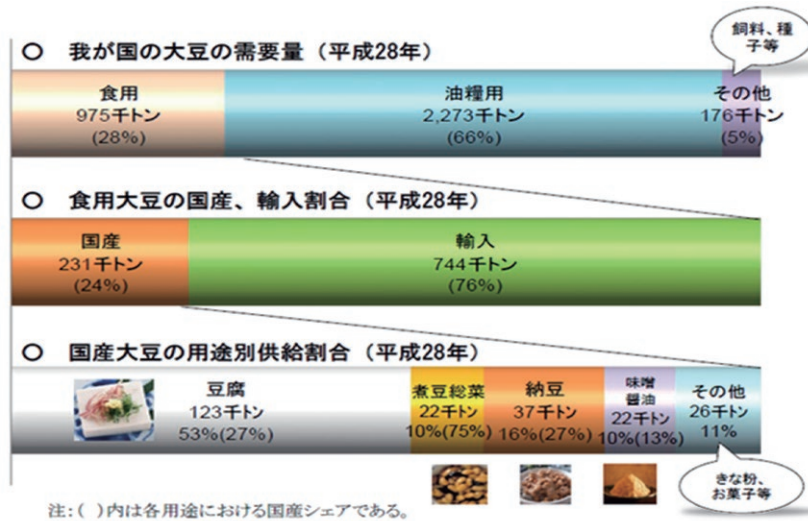
地区	30年産		元年産(5月末)		前年対比	
	作付面積 (ha)	集荷実績 (トン)	作付面積 (ha)	生産計画 (トン)	面積 (%)	数量 (%)
北海道	33,900	53,200	32,900	62,200	97%	117%
東日本	40,300	52,400	39,000	57,800	97%	110%
西日本	26,000	19,500	25,300	33,400	97%	171%
九州	19,300	29,900	19,100	34,000	99%	114%
合計	119,600	155,100	116,200	187,400	97%	121%

栃木県産大豆の販売拡大に向けて！

○我が国の食用大豆需要に占める国産大豆の割合は3割弱にとどまっています。今後の国産大豆の販売拡大に向けて、7割強を占める輸入大豆の国産大豆への切替推進や、新たな国産大豆需要の開拓によるシェア拡大を進めています。

○近年、大豆の健康機能に注目が集まり、新しい大豆製品の開発が盛んです。中でも豆乳・豆乳関連製品は市場規模が急速に拡大しており、今後も同様の展開が続くと見込まれます。

○栃木県産大豆については、先んじて大手豆腐メーカーや豆乳メーカーを中心に交渉し、複数年契約等の推進による安定した需要の確保に努めています。



（出典）上図：農林水産省、下図：日本豆乳協会

JA全農とちぎ

(公社)米麦改良協会情報

○令和1年度第3回理事会が開催されました。

令和1年11月8日に第3回理事会がJAビル大研修室で開催されました。

第1号議案の令和1年度残量処理計画（案）については、協議の結果、原案のとおり実施することが了承されました。

報告事項として

- (1) 令和1年度上期事業報告について
- (2) 令和1年産麦類種子生産実績及び需給状況について
- (3) 令和2年産麦類種子生産計画について
- (4) 令和2年産種子麦生産者価格について
- (5) 平成30年産種子事故処理負担金について
- (6) 令和1年産種子事故処理負担金について

以上の6項目を報告し、了承されました。

○栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例が制定され、令和2年4月1日より施行されます。

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給について、県の責務及び種苗生産等計画策定者等の役割を明らかにするとともに、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関し必要な事項を定めることにより、本県の農作物の競争力の強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 奨励品種 県が育成（種苗法（平成十年法律第八十三号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する育成をいう。以下同じ。）をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、第七条の規定により指定された品種をいう。
- 二 種苗 法第二条第三項に規定する種苗をいう。
- 三 特定農作物 いちご、稲、大麦、小麦及び大豆であって、奨励品種であるものをいう。

四 種苗生産等計画策定者 特定農作物の種苗の生産及び供給に関する計画（以下「種苗生産等計画」という。）を策定する者であつて、知事が指定するものをいう。

五 種苗事業者 特定農作物の種苗の生産に関し種苗生産等計画策定者と協議等を行い、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて種苗の生産を行う者との間に特定農作物の種苗の生産に関する契約（以下「種苗生産契約」という。）を締結する者をいう。

六 種苗生産者 種苗生産契約に基づき特定農作物の種苗の生産を行う者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

（種苗生産等計画策定者の役割）

第四条 種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、特定農作物の種苗に係る需給の見通し及び生産の動向を踏まえ、毎年度、種苗生産等計画を策定するものとする。

2 種苗生産等計画策定者は、種苗生産等計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする。

（種苗事業者の役割）

第五条 種苗事業者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗生産者との間に種苗生産等計画に即した種苗生産契約を締結するよう努めるものとする。

2 種苗事業者は、前項の場合において、種苗生産者が特定農作物の種苗の生産を行うほ場を選定し、その選定されたほ場における特定農作物の種苗の生産が適切に行われているかどうか及び当該生産に係る特定農作物の種苗が優良な種苗であるかどうかを確認するよう努めるものとする。

（種苗生産者の役割）

第六条 種苗生産者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、法第六十一条第一項の規定により定められた基準（同項に規定する指定種苗の生産及び調整に係るものに限る。）又は種苗生産契約を遵守し、特定農作物の種苗の生産を行うよう努めるものとする。

(奨励品種の指定)

第七条 知事は、県が育成をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、県内における普及を促進すべき優良な品種であって、収量、品質等に関し優れた特性を有すると認めるものを奨励品種として指定するものとする。

(奨励品種の原種苗等の生産)

第八条 県は、奨励品種の原種苗（種苗生産者その他の種苗の生産を行う者において優良な種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。）及び原原種苗（当該原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。）（以下「原種苗等」という。）の生産を行うものとする。

2 知事は、奨励品種の原種苗等の生産を適正かつ確実に行うことができると認める者を、奨励品種の原種苗等の生産を行う者（以下「原種苗等生産者」という。）として指定することができる。この場合において、当該指定に係る奨励品種の原種苗等については、前項の規定にかかわらず、原種苗等生産者が生産を行うものとする。

(知的財産権の保護等)

第九条 県は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成をした品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用にあつては、努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。